

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和35年に、知人の勧めで亡くなった夫と二人で国民年金に加入した。加入手続は夫が行い、その後も夫が保険料をずっと納付してきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号により、申立人は昭和40年4月から同年10月までの間に加入手続をし、36年4月まで遡って資格取得したものと推認されるが、申立期間のうち、38年6月までの国民年金保険料は申立人が国民年金に加入手続をしたと推認される時期においては、時効のため過年度納付することはできない。

また、申立人は、申立人の夫が昭和35年に申立人とあわせて国民年金の加入手続をしたと述べているが、その当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料額や納付書等の記憶も曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、納付をしていたはずだとする申立人の夫についても申立期間は未納であり、申立人の国民年金保険料のみを納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 56 年 4 月までの期間及び 56 年 6 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 56 年 4 月まで
② 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで

申立期間①について、勤務していた会社の退職に伴い、昭和 54 年 11 月頃に A 区役所で国民年金への切替手続を行って保険料を納付したと思う。年金手帳に被保険者となった日が同年 11 月 8 日と記載されており、わざわざ切替手続までしながら保険料を納付しないことは考えられない。

また、昭和 56 年 6 月に B 市に帰郷したが、仕事が季節雇用で出稼ぎが多かったため、国民年金のことは全て父親に任せていた。父親は既に他界しているため納付方法等は不明だが、申立期間②の保険料は父親が納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 11 月頃に A 区役所で国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により 57 年 7 月に B 市に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金への切替手続はその頃に行われ、資格取得日は厚生年金保険の資格を喪失した 54 年 11 月 8 日に遡ったものと推察されるほか、別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②の保険料の納付については、申立人は直接関与しておらず、国民年金に関することは全て父親に任せていたとしているところ、その父親は既に他界しているため納付の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から53年3月まで
昭和51年に、A市の勤務先を退職した後、B市に戻った際に区役所で転入手続と一緒に国民年金加入手続をした。申立期間の保険料もずっと納付してきたはずであり申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号により、申立人は昭和53年4月頃に加入手続をし、51年8月まで遡って資格取得したものと推認されるところ、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、加入した後に、過年度保険料または現年度保険料として遡って保険料納付をする必要があるが、申立人はそのような記憶が無いと述べている。

また、申立人が最初に厚生年金保険被保険者資格を喪失したときに別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付額等の記憶も曖昧であり、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。